

第5章 ワーク・ライフ・バランスを進めるための施策

1 企業の取組を支援する制度一覧

(1) 助成金

事業名	内 容
両立支援等助成金 出生時両立支援コース (中小企業事業主のみ対象) 栃木労働局雇用環境・均等室 028-633-2795	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に支給します。
両立支援等助成金 介護離職防止支援コース (中小企業事業主のみ対象) 栃木労働局雇用環境・均等室 028-633-2795	「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。
両立支援等助成金 育児休業等支援コース (中小企業事業主のみ対象) 栃木労働局雇用環境・均等室 028-633-2795	≪Ⅰ 育休取得時・職場復帰時≫ 「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。
両立支援等助成金 育児休業等支援コース (中小企業事業主のみ対象) 栃木労働局雇用環境・均等室 028-633-2795	≪Ⅱ 業務代替支援≫ 育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。
両立支援等助成金 育児休業等支援コース (中小企業事業主のみ対象) 栃木労働局雇用環境・均等室 028-633-2795	≪Ⅲ 職場復帰後支援≫ 育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、法律を上回る子の看護休暇制度又は保育サービス費用補助制度の導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。






※ 上記助成金については、制度の改正・廃止が行われることが多いため、関係機関にお問い合わせのうえ、詳細をご確認ください。

※ 上記以外の助成金や、最新の情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。





← 厚生労働省ホームページ
「事業主の方への給付金のご案内」

(2) 表彰・認証等

事業名	内 容
<p>宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」</p> <p>宇都宮市市民まちづくり部 男女共同参画課</p> <p>028-632-2346</p>	<p>性別にとられない能力活用や仕事と家庭の両立支援など、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む事業者を表彰し、その取組を広く市民に周知します。 ※詳しくは33ページを参照してください。</p> <p>宇都宮市ホームページ「きらり大賞」⇒</p> 
<p>宇都宮まちづくり貢献企業認証制度</p> <p>宇都宮市経済部 商工振興課</p> <p>028-632-2433</p>	<p>「人づくり」「まちづくり」などのCSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を認証する制度において、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組等を認証項目のひとつとして評価します。</p>
<p>女性活躍推進法に基づく認定</p> <p>栃木労働局雇用環境・均等室</p> <p>028-633-2795</p>	<p>女性の活躍推進に関する取組の実施等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、都道府県労働局長の認定を受けることができ、認定マーク(えるぼし、プラチナえるぼし)を商品等に付して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができます。</p> <p>厚生労働省ホームページ 「女性活躍推進法特集ページ」⇒</p> 
<p>次世代法に基づく認定</p> <p>栃木労働局雇用環境・均等室</p> <p>028-633-2795</p>	<p>次世代育成支援対策の推進について一定の要件を満たした場合に、都道府県労働局長の認定を受けると、次世代認定マーク(くるみん、プラチナくるみん)を商品等に付して、子育てサポート企業であることをPRすることができます。</p> <p>厚生労働省ホームページ「くるみんマーク・プラチナくるみんマークについて」⇒</p> 
<p>男女生き生き企業認定・表彰</p> <p>栃木県県民生活部 人権・青少年男女参画課</p> <p>028-623-3074</p>	<p>女性活躍の推進や働き方見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を、栃木県が認定・表彰する制度です。</p> <p>とちぎウーマンナビ 「男女生き生き企業認定・表彰」⇒</p> 
<p>いい仕事いい家庭つぎつぎ とちぎ宣言</p> <p>栃木県産業労働観光部 労働政策課</p> <p>028-623-3217</p>	<p>従業員の仕事と家庭の両立等を応援するため、企業や事業所がこれから取り組もうとする内容を、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」として募集しています。宣言は、県のホームページで紹介されるほか、宣言した企業等に対して、登録マークを交付します。</p> <p>栃木県ホームページ 「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」⇒</p> 

(3) その他

事業名	内 容
<p>行動計画策定促進リーフレット 「みんながはたらきやすい会社 に」の配布</p> <p>宇都宮市市民まちづくり部 男女共同参画課</p> <p>028-632-2346</p>	<p>女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進するため、行動計画策定のメリットや手順について、分かりやすく説明する啓発リーフレット「みんなが働きやすい会社に」を作成、配布しています。リーフレットを希望する方は、男女共同参画課までお問合せください</p> <p>リーフレットは市のホームページから ご覧いただけます。⇒</p> 
<p>宇都宮市社会保険労務士出前 相談事業</p> <p>宇都宮市市民まちづくり部 男女共同参画課</p> <p>028-632-2346</p>	<p>女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定の支援を行うため、企業に社会保険労務士を派遣し、行動計画の策定についてのアドバイスを行うものです。(無料) ※詳しくは 29 ページを参照してください。</p> <p>市ホームページ 「社会保険労務士出前相談」 ⇒</p> 

3 ワーク・ライフ・バランスに関する情報サイト

宇都宮市ホームページ「男女共同参画」

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjo/index.html>

《アクセス方法》

宇都宮市のホームページから、以下の方法でアクセスしてください。
「市政情報」⇒「男女共同・人権・国際交流」⇒「男女共同参画」



栃木労働局ホームページ「女性の活躍促進」

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>



厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



女性の活躍・両立支援・総合サイト

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>



厚生労働省「雇用・労働」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index.html



宮っこ子育て応援ナビ

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/miyakosodate/index.html>



内閣府 仕事と生活の調和推進室

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/index.html>

